



埼玉県

令和7年度 実務担当者研修



一般社団法人
埼玉県環境産業
振興協会
Saitama Industrial Waste
Management Association

コース1

法律研修コース (排出事業者用)

元 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講師
坂本 啓多郎

排出事業者対象 実務担当者研修会

坂本啓多郎

主な講義内容

I 基本的事項



廃棄物処理法の位置づけ、
廃棄物の定義、判断基準など

II 排出事業者責任



自ら処理と委託処理、委託基準、
マニフェストの交付・流れなど

III 処理基準



保管、収集・運搬の基準
処分(中間処理、最終処分)基準

IV 行政処分・罰則等



排出事業者に適用される行政処分・
罰則など



I-1 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

位置付け

環境基本法

基本理念の一つ：環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

循環型社会形成推進基本法

天然資源の消費抑制、環境負荷を低減する社会

廃棄物処理法

目的

- 廃棄物の排出抑制
- 廃棄物の適正処理
- 生活環境の保全等

資源有効利用促進法

3R(リデュース、リユース、リサイクル)
発生抑制、再使用、再生利用

プラスチック資源循環促進法

製品の設計から処理までのプラスチック
資源循環等の取組(3R+Renewable)促進

各種リサイクル法

容器包装

家電

建設

食品

自動車

小型家電

I -2 -1 廃棄物の定義(要旨)と判断基準(ポイント)

【定義】

- 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリなど、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質等を除く)と定義されている。
- 法の定義から、廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で譲渡することができないため 不要となった固形状又は液状のもの(放射性物質等を除く)をいい、工場や自動車の排ガス等の 気体状のものは廃棄物に該当しない。

【判断基準】(廃棄物の該当性の判断について／行政処分の指針より(要約))

廃棄物に該当するか否かは、次の判断要素により総合的に判断すべきものである。

ア 物の性状	利用用途の品質を満足し、飛散、流出、悪臭の発生等がないこと
イ 排出の状況	排出が計画的で、排出前後に適切な保管や品質管理がされていること
ウ 通常の取扱いの形態	市場が形成され、廃棄物として処理される事例が通常認められないこと
エ 取引価値の有無	占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、客観的に見て当該取引に経済合理性があること、処理料金に相当する金品の受領がなく運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって合理的な額であること
オ 占有者の意思	適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思があり、又は放置若しくは処分の意思がないこと



I -2 -2 判断基準(判断例1)

【判断例1】 環境省産業廃棄物課事務連絡より(要約)

(問)	輸送費が売却代金を上回っている場合は産業廃棄物の収集運搬と判断されるのか
(答)	販売価格より運搬費が上回ることのみをもってただちに「経済合理性がない」と判断するのではなく、“取引価値の有無”に従い判断する必要がある。なお、法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、それぞれの要素について総合的に勘案して判断する必要がある。

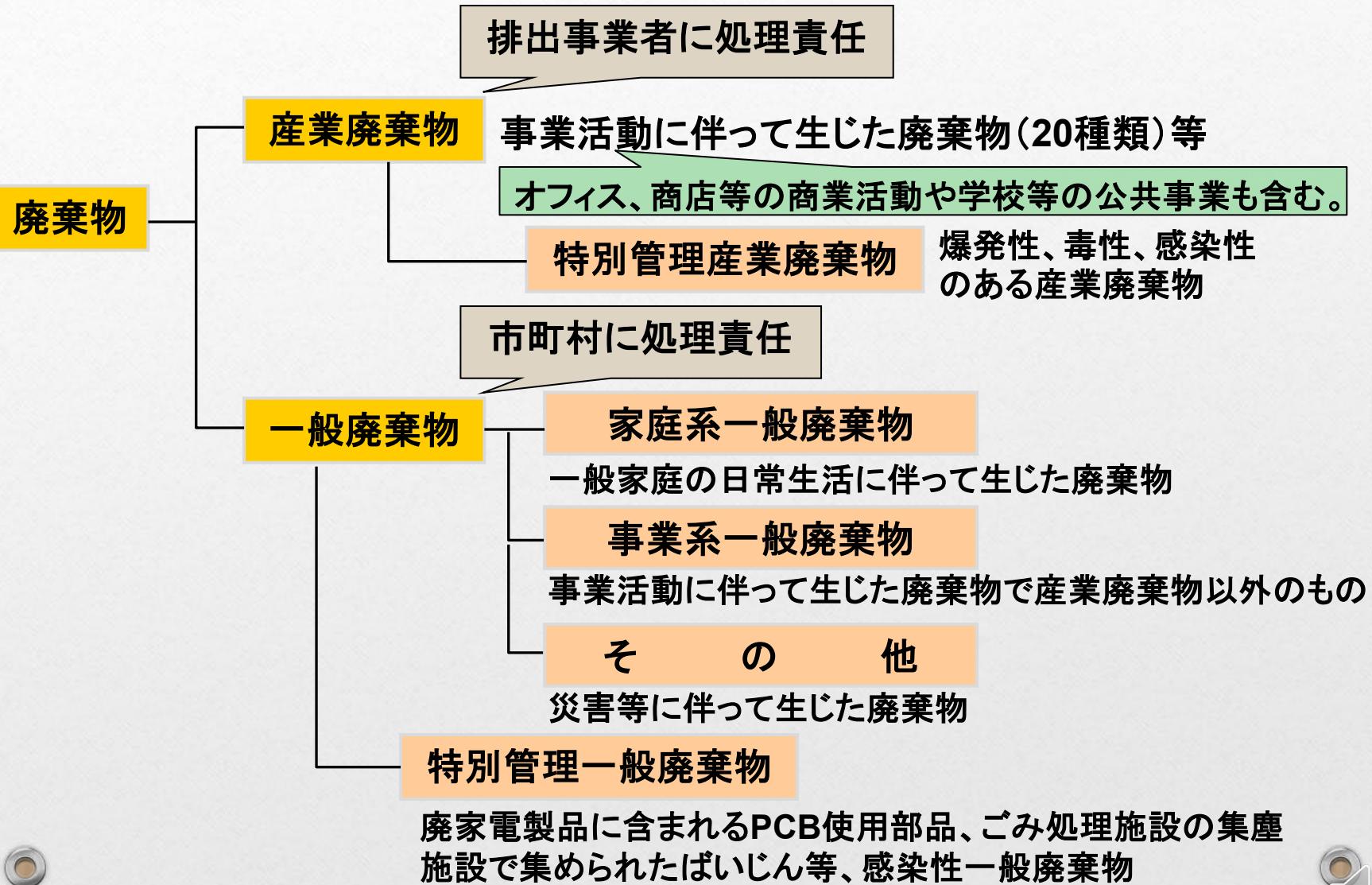
I -2 -3 判断基準(判断例2)

【判断例2】おから事件(最高裁平成11年3月10日決定)

〈概要〉	産業廃棄物の処理業許可を持っていない肥料製造業者が、豆腐製造業者から処理料をもらって「おから」の収集運搬及び処分(飼料、肥料化)を受託した。このことが無許可営業に当たり起訴された。争点として、「おから」が廃棄物に該当するか否かが争われた事例
〈判決〉	おからは不要物であり廃棄物に該当する。肥料製造業者は無許可営業と判断された。
判決理由 (要旨)	<p>①おからは非常に腐敗しやすく大部分は無償で牧畜業者に引き渡されるか、有料で廃棄物処理業者に処理委託されていること ②業者が、豆腐製造業者から処理料金を徴収して収集運搬及び処分を行っていたこと</p> <p>以上の点から、本件は、おからの性状や飼料・肥料化の実態、取引価値の有無などが総合的に考慮されて「廃棄物」に該当すると最高裁が初めて判断したものである。</p>



I – 3 廃棄物の分類



I-4 産業廃棄物の種類(20種類)

種類	具体例(主なもの)
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃えがら 石炭がら、焼却の残灰
	(2) 汚泥 廃水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、洗車場汚泥、建設汚泥など
	(3) 廃油 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗净油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸 写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ 写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等
	(7) ゴムくず 生ゴムくず、天然ゴムくず
	(8) 金属くず 鋼鉄又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず ガラス類(板ガラス等)くず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、レンガくず、インターロッキングくず、セメントくず、モルタルくず、陶磁器くず
	(10) 鉱さい 鋳物廃砂、電気炉等溶融炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片等
	(12) ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの)、木材・木製品製造業(家具製造業を含む)及び物品賃貸業から生ずる木片等、貨物の流通のために使用したパレット等(あらゆる事業活動に伴うもの)
	(15) 繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの)、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ず木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生じるあめかす、のりかす等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物 と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体 畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

I-5 産業廃棄物と事業系一般廃棄物

種類	産業廃棄物（特定の事業活動）	事業系一般廃棄物
紙くず	建設業が行う工作物の新築・改築・除去に伴う紙くず、パルプ製造工場、製紙工場、印刷・製本工場などから排出される紙くず	左記以外の工場、事務所、商店、飲食店、公共的施設などから排出される紙くず
木くず	建設業が行う工作物の新築・改築・除去に伴う木くず、木製品・家具製造工場、リース会社などから排出される端材、木製家具など貨物流通のために使用した木製パレット（あらゆる事業活動に伴うもの）	オフィスから排出される木製家具等や造園業から排出される剪定枝、枯葉類
繊維くず	建設業が行う工作物の新築・改築・除去に伴う天然繊維くず、繊維工場から排出される天然繊維くず（合成繊維くずは全て廃プラスチック類）	左記以外の工場、病院などから排出される天然繊維くず（ウェス、包帯など）
動植物性残さ	食品工場、医薬品工場などから排出される動植物性の固形状不要物	飲食店から排出される残飯類、コンビニから排出される売残り食品で廃棄物となったものなど
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から排出される獸畜・食鳥に係る固形不要物	食肉店から排出される動物系固形不要物など
動物のふん尿・死体	畜産農業、と畜場などから排出される動物のふん尿・死体	研究所から排出される実験用動物などのふん尿・死体

注) 紙くず、木くず、繊維くずで、PCBが塗布され、または染み込んだものは、事業活動の種類に関係なく産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物となる。

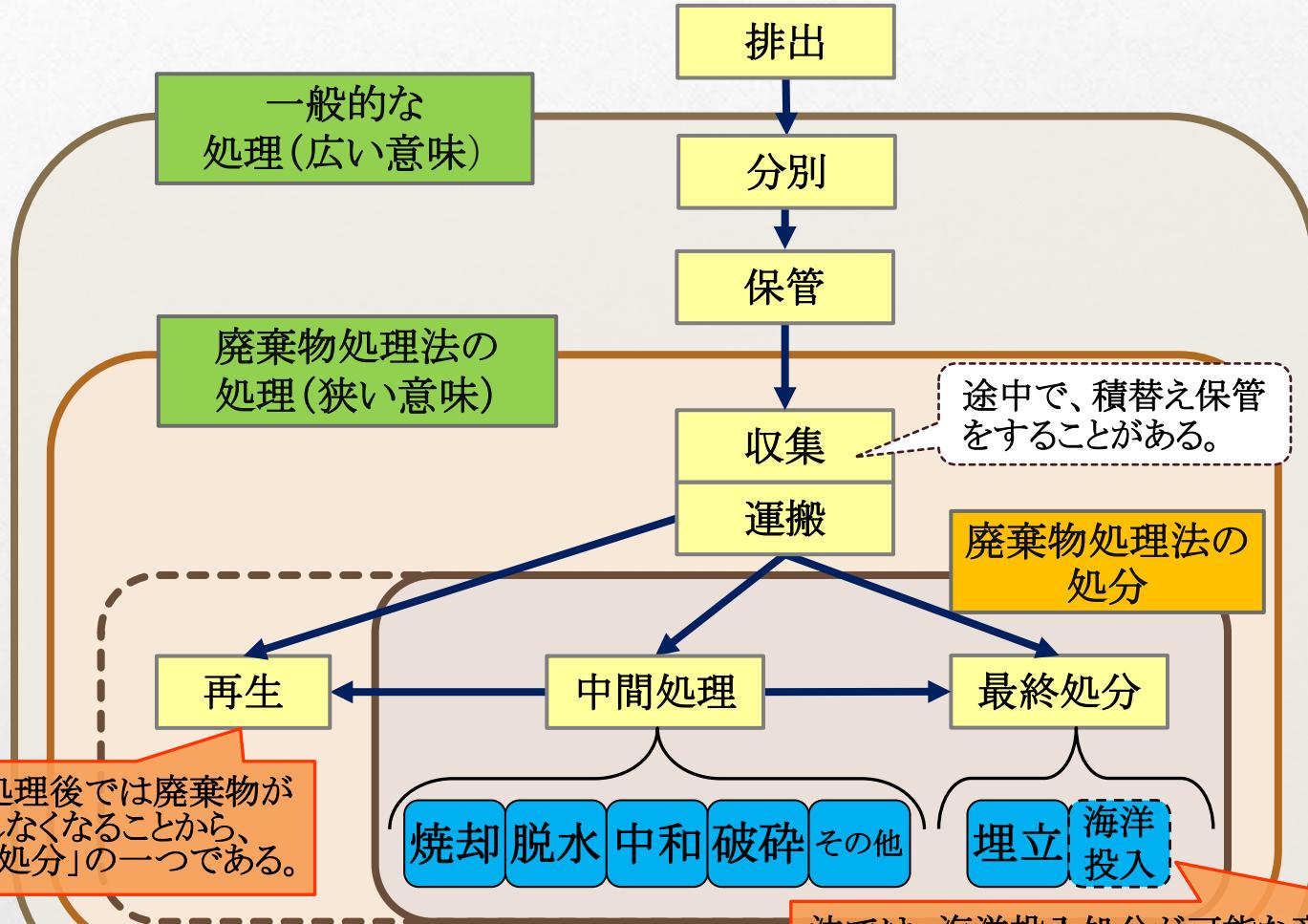
I-6 特別管理産業廃棄物の概要

種類	説明		摘要	
廃油(燃焼性)	揮発油類、灯油類、軽油類が廃油となったもの	燃焼性の廃油とは	<u>引火点70°C未満の廃油をいう</u> (旧厚生省通知)	
廃酸、廃アルカリ	腐食性の廃酸、廃アルカリ	<u>pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ</u>		
感染性産業廃棄物 (感染性) 感染性廃棄物処理 マニュアル参照	医療機関等から生じた廃棄物 (血液等、血液が付着した鋭利なもの)	医療機関等 鋭利なもの	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、国又は地方公共団体等の試験研究機関等 注射針等、アンプル、ガラス製器具	<u>感染性を判断できない場合:医師、歯科医師、獣医師が判断</u>
特定有害産業廃棄物 国の通知&ガイドライン 参照のこと	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	高濃度PCB廃棄物	PCBの原液 PCBを含む油 PCB付着物等	全て高濃度PCB廃棄物に該当 油の重量に占めるPCB割合0.5%超 PCBを含む部分の重量割合10%超等
		低濃度PCB廃棄物	微量PCB汚染廃電気機器等 低濃度PCB含有廃油等(PCB濃度0.5%以下の廃油等)	
		<u>※PCB廃棄物の処分期間等(高濃度PCBは処分終了、低濃度PCBの処分・届出等)留意すること</u>		
	廃水銀等	廃水銀等及びその処理物	特定の排出源(17施設)から生じた廃水銀等 特定の排出源=水銀使用製品の製造施設、国又は地方公共団体の試験研究機関、保健所等	
	廃石綿等	石綿が飛散するおそれのあるもの	石綿建材除去事業に係る吹付け石綿、石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材等	
有害金属等を含む産業廃棄物	<u>特定の排出源から排出される産業廃棄物で、有害金属等の量が判定基準を超えるもの</u> (例:特定の施設から生じた廃酸、廃アルカリ)及び廃油(表面処理施設で使用されたトリクロロエチレン等の有害性の強い廃溶剤)等			

※特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かねばならない。

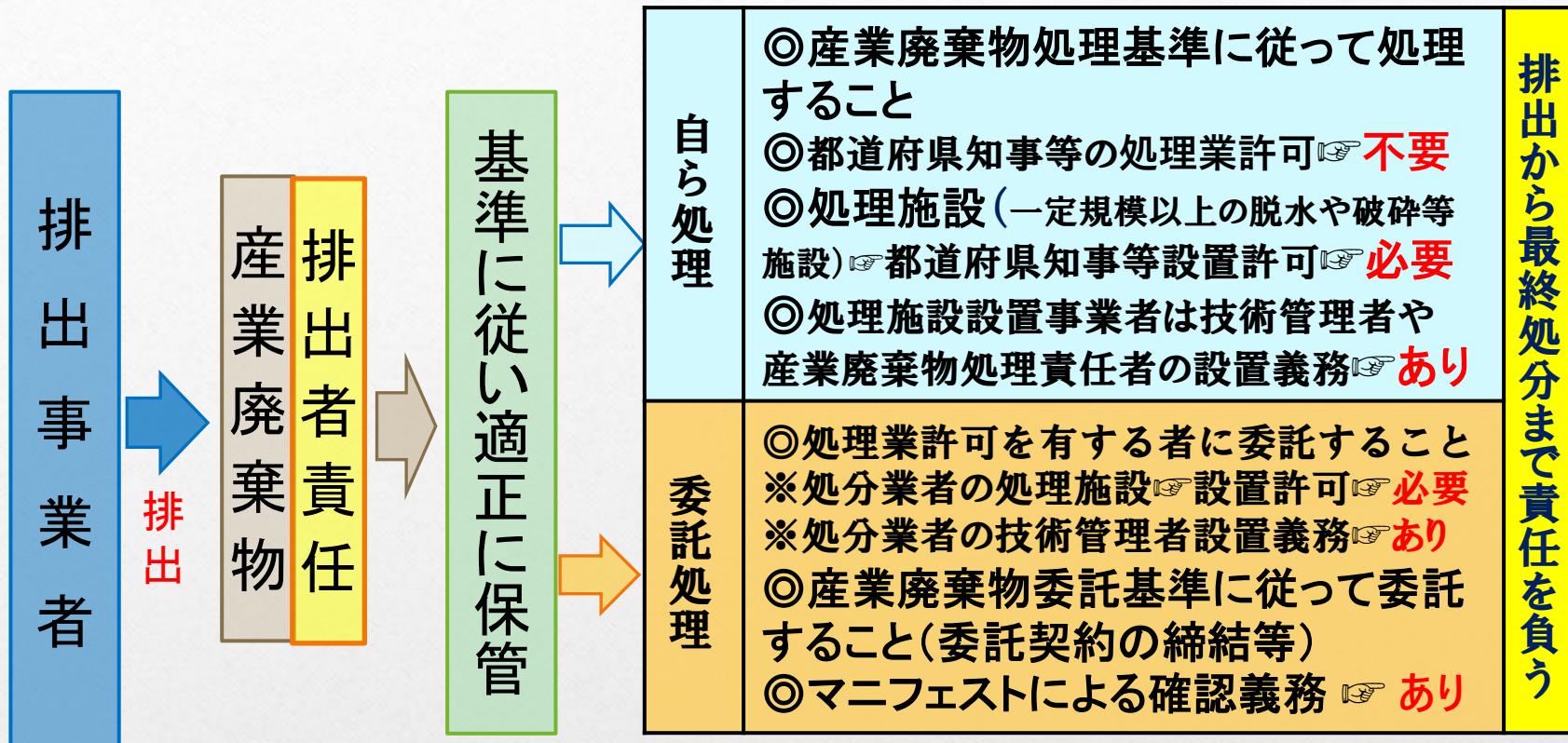
I-7 産業廃棄物の「処理」と「処分」の概念

一般的に、処理と処分は同じ意味で、使い分けることはないが、廃棄物処理法では、処理と処分は異なる概念として使い分けている。



法では、海洋投入処分が可能な産業廃棄物であっても、埋立処分に支障がない場合は海洋投入を行わないように規定している。

II-1 排出事業者の「自ら処理」と「委託処理」



参考	排出事業者にならないケース	<p>①清掃業者: 清掃作業前から工場・オフィスで排出されていた産業廃棄物を集めたり、移動するだけなので排出事業者ではない。</p> <p>②倉庫業者: 他人(寄託者)から預かった物品(預託品)を倉庫で保管するだけなので排出事業者ではない。</p>
----	---------------	--

II-2 建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者

廃棄物処理法第21条の3第1項の趣旨〈排出事業者〉



自社ビルの解体工事などにおいて、自社ビルで使用していたものを工事に合わせて排出する場合は、工事業者ではなく発注者がその産業廃棄物の排出事業者である。

建設工事は、広く工作物の新築・改築・除去を含む。

工作物とは、地上または地中に人工を加えて製作した物をいい、建物、道路、管路等のほか、建物外に設置した設備類を含む。

①建設工事から発生した産業廃棄物を自社で運搬、処分を行う場合は、処理業の許可是不要である。
②処理を委託することも可能。

①維持修繕又は瑕疵の補修であって、請負代金が500万円以下の工事に伴い生ずる廃棄物であること
②1回当たりの運搬量が1m³以下であり、当該廃棄物を生ずる事業場の所在又は隣接する都道府県の区域内の元請業者の施設に運搬される等

①処理する場合は都道府県知事等の処理業の許可が必要。
②他人に処理を委託することはできない。

【元請業者と下請け業者の関係】元請業者と下請業者との間で、工事下請契約とは別に産業廃棄物処理の委託契約を結ぶこと

注)許可なく運搬できる例外規定がある。ただし、請負契約(書面)で定めること

※事業場外保管の事前届出の義務あり
(保管場所面積300m²以上)

II-3 処理の委託基準

委託基準	留意事項（ポイント）
1 委託内容と処理業者の許可内容を確認すること	<p>①契約の締結前に委託する産業廃棄物の種類が許可証の事業範囲に含まれることを確認すること</p> <p>②処理業者の選定は優良産廃処理業者等が考えられる。</p>
2 委託契約書を作成すること	<p>①書面により直接契約（二者間契約）を締結すること</p> <p>②収集・運搬と処分は別々に契約書を作成すること</p> <p>③収集・運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者と運搬と処分の両方を委託する場合は、一つの契約書で可能である。</p>
3 委託契約書は法で定める事項（法定記載事項）を記載すること	<p>法定記載事項を漏れなく記載すること</p> <p>一つでも欠如すると委託基準違反となる。</p>
4 委託契約書には法で定める書面を添付すること	<p>①処理業者の許可証の写しを添付すること</p> <p>②認定業者等に委託した場合は認定証等を添付すること</p>
5 委託契約書は契約終了日から5年間保存すること	<p>①許可証の写し、変更契約書、覚書も一緒に保管すること</p> <p>②自動更新の場合は更新せずに契約終了から5年間保存</p>
6 再委託の承諾をしたときは承諾書を承諾日から5年間保存すること	<p>受託者の再委託は原則禁止されている。</p> <p>しかし、排出事業者があらかじめ書面で承諾するなど、再委託基準を満たしていれば再委託は可能。</p> <p>※処理業者の再々委託は例外なく禁止されている。</p>

II-4 産業廃棄物処理委託の特例(主なもの)

次の者は、産業廃棄物処理業の許可なく他人の産業廃棄物を処理することができる。

①市町村	あわせ産廃(一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物等)
②専ら物の処理業者	古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維
③環境大臣の認定を受けた(以下「認定業者」という)再生利用認定業者	廃ゴム製品、汚泥(建設汚泥など)、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む産業廃棄物
④広域認定業者、広域認定業者から委託を受けた者	石膏ボード・石膏製品、建築部材、事務機器・情報通信機器・情報処理機器、窯業系サイディング、蓄電池、パチンコ遊技機、鑄物砂、消火器、住宅設備機器、コンクリート製ポール(以上、処理量上位10種)など
⑤無害化処理認定業者	石綿を含む産業廃棄物、低濃度PCB
⑥製品の売主(無償下取り)	購入した製品と同種の使用済製品
⑦家電リサイクル法の指定法人、その委託を受けた者、小売業者など	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機
⑧自動車リサイクル法の登録・許可業者など	使用済自動車、解体自動車、自動車破碎残さ
⑨小型家電リサイクル法の認定事業者、その委託を受けた者	電話機、携帯電話端末、デジタルカメラ、パソコン、プリンター、電卓、ヘルスメーター、電子レンジ、電気掃除機など28種

II-5 委託契約書の記載事項(法定記載事項の主な事項)

【契約書の共通記載事項】

①委託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量

②委託契約の期間

③委託者が受託者に支払う料金

④受託者の事業の範囲

⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報

ア 性状及び荷姿に関する事項

イ 通常の保管状況の下での腐敗、

揮発等性状の変化に関する情報 など

⑥委託契約の有効期間中に当該(特別管理)産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

⑧契約を解除した場合の処理されない(特別管理)産業廃棄物の取扱いに関する事項

①～④: 契約の基本的事項

〔注意〕
委託契約書には、法定記載事項が一つでも欠如している場合や、実際に委託された内容と記載事項が異なる場合には、委託基準違反となる。

⑤、⑥: 委託者の適正処理に必要な事項に関する情報等

⑦、⑧: 受託者の委託者への報告事項等

【⑨～⑪: 運搬を委託する際に必要な記載事項】

⑨運搬の最終目的地の所在地

⑩受託者が積替え保管をする場合には、積替え又は保管の場所の所在地、保管できる種類、保管上限

⑪安定型産業廃棄物である場合には、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

【⑫～⑯: 処分又は再生を委託する際に必要な記載事項】

⑫許可を受けて輸入された廃棄物を扱う場合はその旨

⑬処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力

⑭最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力



II-6 よくある質問Q&A

Q

処理費用の支払いについて、関連会社(処理業者以外)を経由で行ってもよいか。
(処理業者以外＝コンサルティング会社等)

A

処理料金の支払い方法については、廃棄物処理法では定められていないが、不法投棄等の不適正処理を防止するために、排出事業者が収集運搬業者、処分業者へ直接支払うことが望ましい。

平成29年3月21日付け「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」

記 2 「処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容(委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約等の期間等)は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者にゆだねるべきではない。」

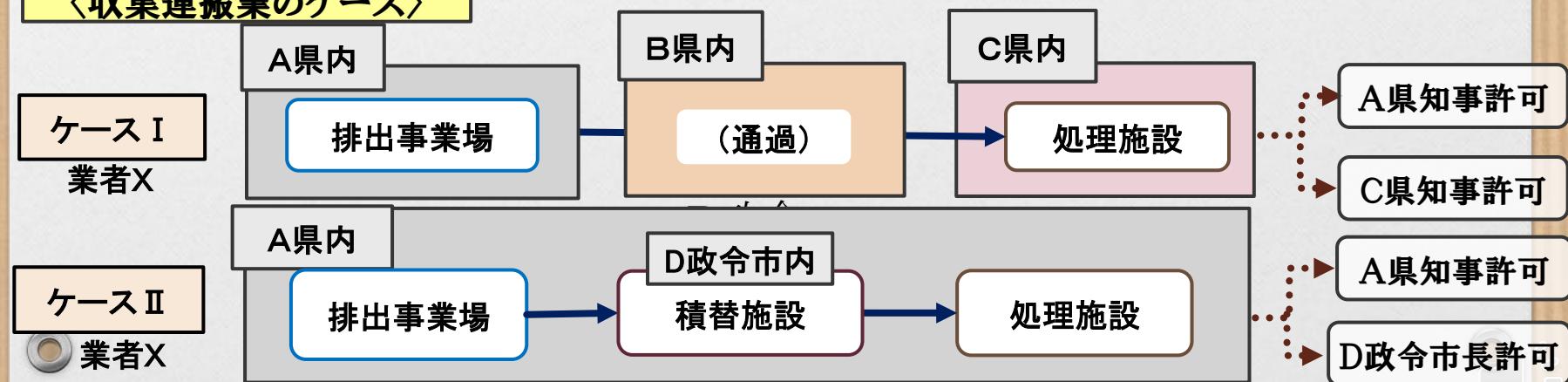


II-7 産業廃棄物処理業の許可

排出事業者は必ず許可証で
事業範囲等確認すること

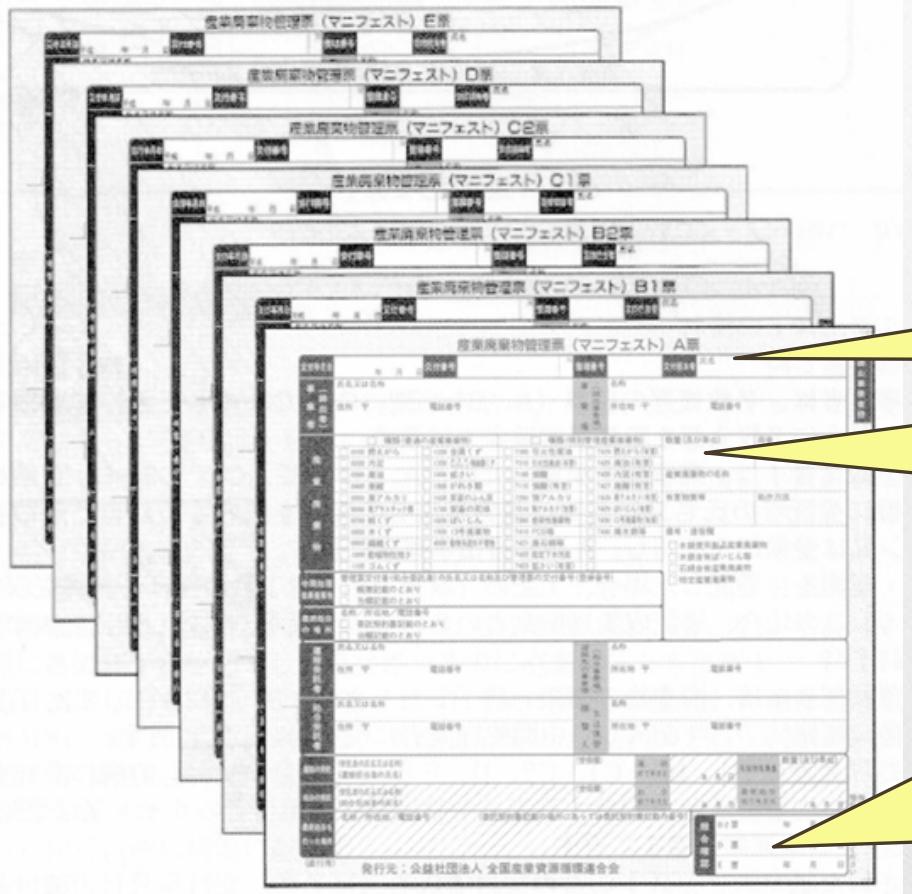
許可の種類	許可権者	事業の範囲	許可期限
収集 運搬業	①(普通の)産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物を積卸する都道府県知事等(政令市内で積替保管する場合は、その政令市長の許可も必要) ※欄外のケース参照	通常5年間(優良産廃処理業者の認定を受けた者は7年間) ※有効期間中でも、違法行為等により、許可の取消し・事業停止の場合がある
	②特別管理産業廃棄物 収集運搬業		
処分業	③(普通の)産業廃棄物 処分業	処理施設のある都道府県・政令市の知事・市長 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが行う許可講習会終了証の添付が必要	①処分方法(焼却,破碎等) ②処分方法ごとの取扱う種類(許可品目)
	④特別管理産業廃棄物 処分業		
許可要件	①施設及び申請者の能力(※申請者の能力=「知識及び技能」と「経理的基礎」) ②欠格要件(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員等)		

〈収集運搬業のケース〉



注)D政令市長許可証の事業範囲に「積替え保管を含む」の記載必要

II-8 紙マニフェストの主な留意事項



①排出事業者が記載する。

②交付年月日、排出事業者の氏名、名称、住所、連絡先、排出場所、産業廃棄物の種類等必要事項を記載する。

③委託契約の内容どおりに記載する。

※虚偽記載禁止

④交付者担当者は、代表者・管理者でなくてもかまわない。

⑤数量は、重量や体積が基本であるが、不明の場合は何トンダンプ1台、ドラム缶何本でもよい。

⑥記載事項が欠けているとマニフェスト不交付と同様に扱われる。

⑦処理業者からマニフェストが返送されたら A票と照合確認し返送された日を記載する。

※交付日からの送付期限

普通産廃、特管産廃

B2票、D票 90日、 60日

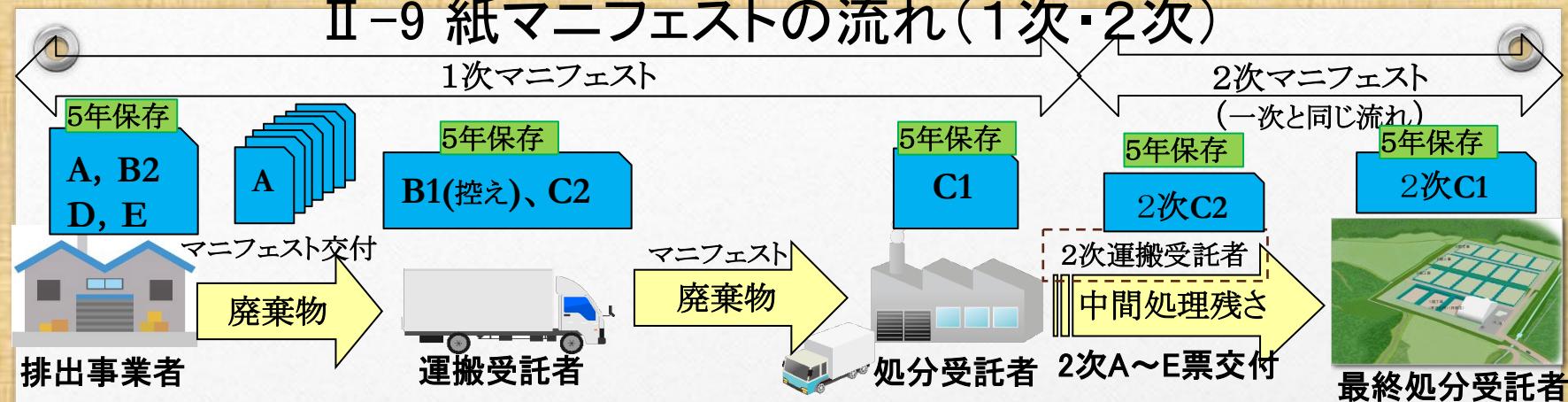
E票 180日、 同左

直行用マニフェスト(複写式7枚綴)の伝票(A~E票)

※毎年度6月30日までに前年度の交付状況等を都道府県知事等に報告すること。

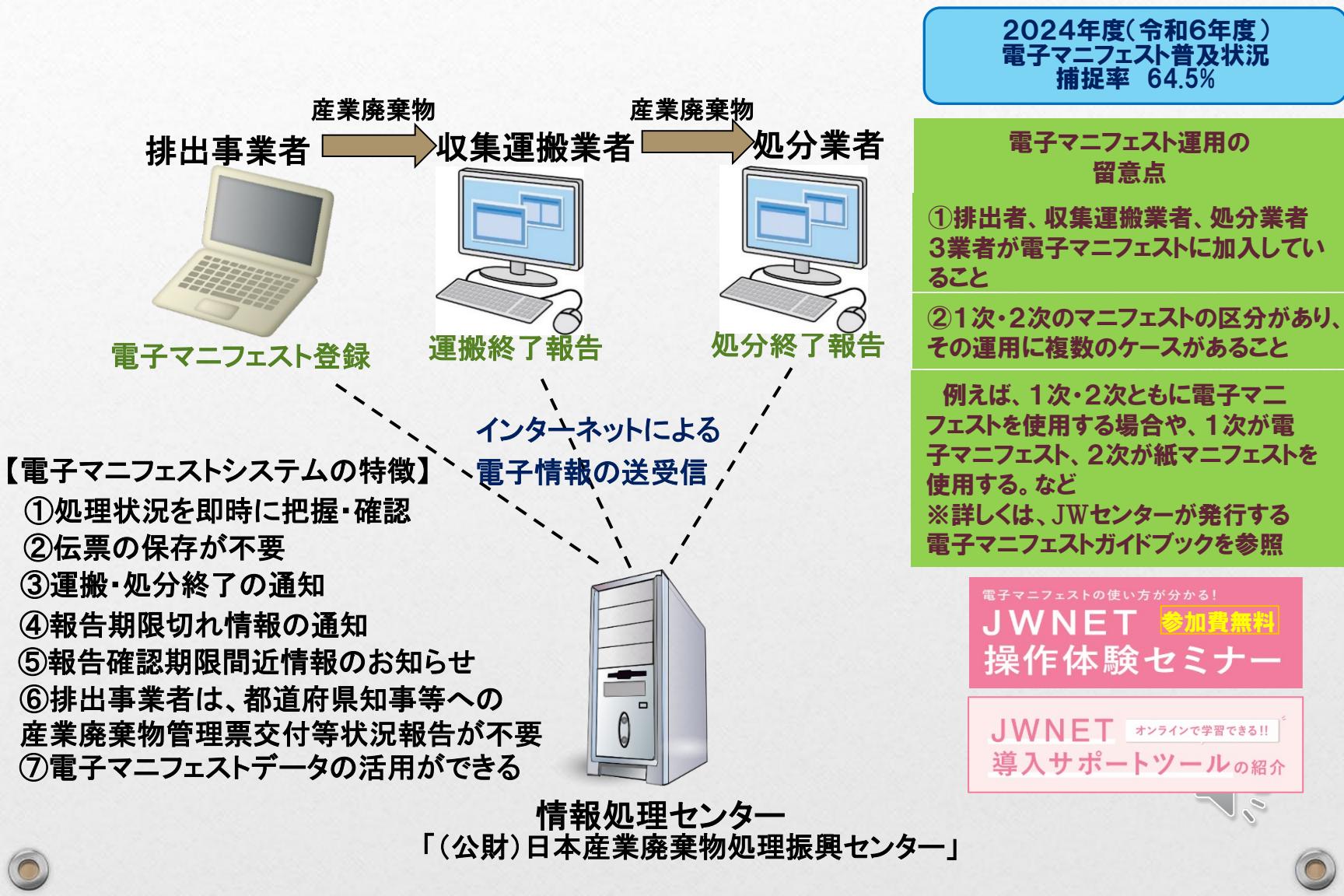
■詳細は、次の「紙マニフェストの流れ(1次・2次)」スライド参照 !!

II-9 紙マニフェストの流れ(1次・2次)



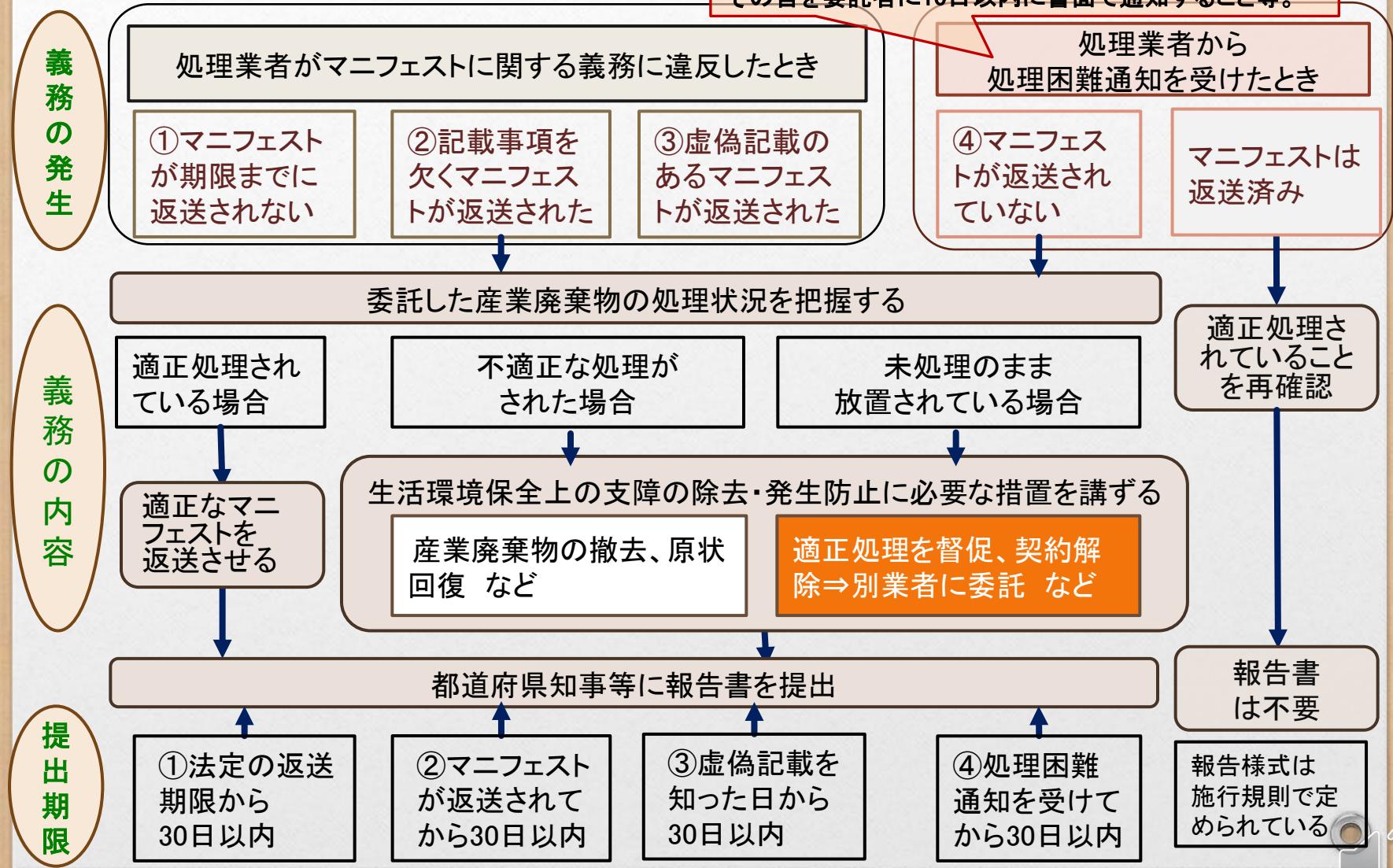
排出事業者	運搬受託者 (収集・運搬業者)	処分受託者 (中間処理業者)	最終処分受託者
<p>①廃棄物を運搬受託者に引き渡すと同時にマニフェストに必要事項を記載し運搬受託者に交付</p> <p><u>②マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとに交付</u></p> <p>③運搬受託者の名称、運搬担当者の氏名を記載したA票を運搬受託者(運転手)から受領</p> <p><u>④A票と運搬受託者及び処分受託者から送付されたB2,D,E票を照合確認</u></p> <p>⑤A票並びにB2,D,E票を5年間保存</p>	<p>①排出事業者からマニフェストの交付を受けた際に受託者の名称、運搬担当者の氏名を記載しA票を排出事業者に返す。</p> <p><u>②運搬が終了したときはB1～E票に運搬終了日を記入し処分受託者に渡す</u></p> <p><u>③処分受託者から名称等、担当者のサインが記載されて返されたB1,B2票のうちB2票を運搬終了日から10日以内に排出事業者に送付、</u></p> <p>B1票は控えとして保管</p> <p><u>④処分受託者から送付されたC2票を5年間保存</u></p>	<p>①処分終了日から10日以内に処分終了日等を記載したD票を排出事業者に送付、併せてC2票を運搬受託者に送付</p> <p>②C1票を5年間保存</p> <p><u>③排出事業者に代わって中間処理残さの最終処分のため2次A～E票を2次運搬受託者に交付</u></p> <p><u>④最終処分が終了した旨が記載された2次E票が送付されたときは10日以内に1次E票に最終処分終了年月日、最終処分場所等を転記し排出事業者に送付</u></p>	<p>①廃棄物の最終処分が終了したときは、2次C1,C2,D,E票に処分終了年月日、処分場所の名称・所在地を記入し<u>最終処分終了日から10日以内に</u>、2次C2票を2次運搬受託者に、2次D、E票を1次処分受託者に送付</p> <p><u>②2次C1票を5年間保存</u></p>

II-10 電子マニフェスト(JWNET)のイメージと特徴



II-11 適正処理のための排出事業者の義務

※処理困難通知とは：処理業者が受託した産業廃棄物を適正に処理することが困難な事由が生じたときは、その旨を委託者に10日以内に書面で通知すること等。



II-12 帳簿の必要性と備付け

帳簿は、産業廃棄物の適正処理を推進するために作成するものである。

排出事業者が次の者に該当すると、備付けが必要である。

- ①産業廃棄物処理施設設置者
- ②①の処理施設以外の焼却施設設置者
- ③事業場外で処分又は再生を行う事業者
- ④特別管理産業廃棄物排出事業者

【帳簿の記載事項と備付け・保存(ポイント)】

〈帳簿の記載事項〉➡️産業廃棄物を①運搬又は処分した年月日、
②運搬したときは、その運搬方法と運搬量、③積替え・保管場所ごとの
搬出量、④処分したときは、その処分方法と処分量、⑤処分後の持出先
ごとの持出量、⑥特別管理産業廃棄物排出事業者は種類ごと
以上について事業場ごとに備付け翌月末までに記載しなければならない。

※処理委託しマニフェストを交付している場合は、マニフェストに記載され
ていない事項をマニフェストに追記し綴っておくことでも代用可能である。

〈閉鎖・保存〉➡️1年ごとに、閉鎖し、閉鎖後5年間かつ事業場ごとに保存
しなければならない。

〈罰金〉➡️帳簿の備付け・記載・保存義務に違反すると30万円以下の
罰金に処せられる。



II-13 多量排出事業者の処理計画の作成等

普通の産業廃棄物



前年度の発生量**1,000トン**以上の
事業場を設置している事業者

特別管理産業廃棄物
(PCB廃棄物を除く)



前年度の発生量**50トン**以上の
事業場を設置している事業者

〈主な記載事項(共通事項)〉

- ①計画期間 ②産業廃棄物の管理体制 ③産業廃棄物の排出抑制に関する事項
- ④産業廃棄物の分別・再生利用・中間処理・埋立処分等に関する事項
- ⑤産業廃棄物の委託に関する事項

〈特別管理産業廃棄物〉

- ※1 特別管理産業廃棄物については、電子マニフェストの使用に関する事項
- ※2 感染性産業廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアルで「発生量に関係なく、すべての医療関係機関等が処理計画を定めるよう努めること。」としている



事業場に係る産業廃棄物の処理計画を作成し、当年度の6月30日までに
都道府県知事等に提出しなければならない。

実施状況を翌年度の6月30日までに都道府県知事等に提出しなければならない。
※特別管理産業廃棄物については電子マニフェストの使用状況について報告する。

III-1 産業廃棄物保管基準(ポイント)

普通の産業廃棄物

保管場所に必要なもの

①周囲に囲い

②掲示板

③廃棄物の飛散、流出、地下浸透防止、
悪臭発散防止措置

④公共水域・地下水の汚染防止、
不浸透性排水溝の設置

⑤ねずみ、蚊、ハエ等の発生防止措置

⑥容器を用いずに屋外で保管する場合の
積み上げ高さの基準遵守⇒50%勾配等

⑦石綿含有産業廃棄物を保管する場合、
他のものとの仕切りを設ける等の措置

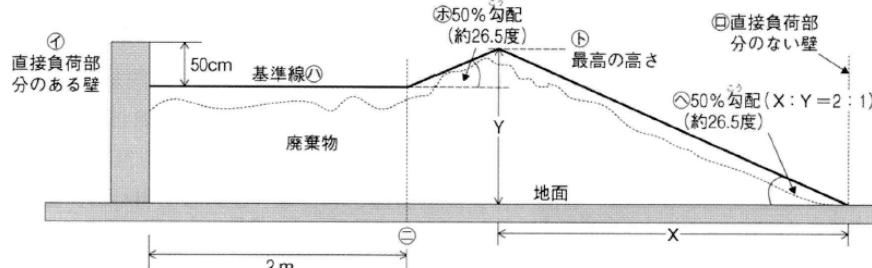


図 屋外における保管高さの基準例 (容器を用いずに保管する場合)

特別管理産業廃棄物

特管産廃の保管基準は、普通産廃の保管基準がそのまま適用されるほか、より厳しい基準が決められている。以下の措置を講ずること

①他のものと混合しないよう仕切りをすること。
ただし、他のものが混入しなければ、感染性産廃と感染性一廃が混在してもよい。

②特管産廃ごとの措置のポイントは次のとおり。

a 廃油、PCB汚染物等は、容器に入れ、密封、
揮発・高温防止措置

b 廃酸、廃アルカリは容器に入れ密封、
その他腐食防措置

c PCB汚染物等は、腐食防止措置

d 廃石綿等は、湿潤化、二重梱包など飛散の
防止措置、他のものが混入しない仕切り設置

e 廃水銀等は、容器に入れて密封し、飛散、
流出、揮発、高温、腐食防止措置

f 腐敗するおそれのあるものは、容器に入れ
密封し、腐敗防止措置

III-2 産業廃棄物収集運搬基準(ポイント)

普通産業廃棄物、特別管理産業廃棄物 共通事項		特別管理産業廃棄物
①産業廃棄物が飛散、流出しないこと ②収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動を生じないこと ③産業廃棄物の種類に応じた専用の運搬車両の使用又は適切な運搬容器を使用すること ④運搬途中での保管は積替えを行う場合を除き行わないこと ※保管上限あり		①その他のものと混合しないように、他のものと区分して収集・運搬すること ②感染性産業廃棄物、廃PCB等、廃水銀等を収納する容器は、密閉できて収納しやすく、損傷しにくい構造を有していること ③特別管理産業廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し携帯することただし、運搬容器にこれらが表示されている場合は、この限りでない。 ④PCB廃棄物の収集・運搬は、 <u>PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン</u> に沿って行うこと
積替えの要件 a 積替え後の運搬先が定められている。 b 積替え場所で適切に保管できる量である。 c 産業廃棄物の性状が変化しないうちに搬出		
保管上限	保管場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じた数量	
<車体への表示> ①車体の両側面に鮮明に表示 ②識別しやすい色の文字で表示		<車体への表示内容と文字の大きさ> ①産業廃棄物収集運搬車 おおむね縦横50mm以上 ②氏名又は名称(登記簿上の名称) おおむね縦横30mm以上
<備え付ける書面> ①氏名又は名称及び住所 ②産業廃棄物の種類、数量 ③積載日 ④積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤運搬先事業場の名称、所在地、連絡先		<自社運搬の場合> 紙マニフェストA票の「運搬受託者」欄に“自社運搬”と記入する。 ※電子マニフェストの場合は“自己運搬”的設定、登録必要、受渡確認票の携帯必要

III-3 保管場所掲示板の例、運搬車両の表示例

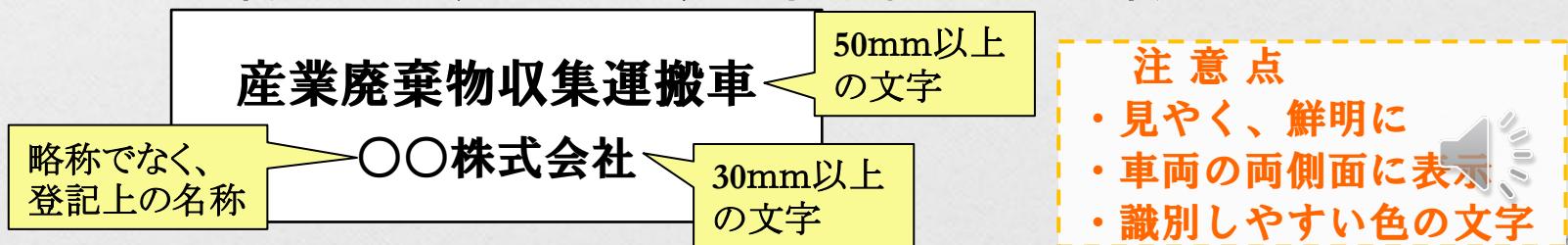
(1) 産業廃棄物保管場所掲示板(例)

産業廃棄物 保管施設

名 称 、 代 表 者	株式会社○△産業 代表取締役 埼玉 一郎
在 地	□□市○○区△△町1-2-3
管 理 者	浦和 三郎
連 絡 先 電 話 番 号	Tel ×××(○○)◇◇◇◇
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、 石綿含有産業廃棄物
最 大 保 管 高 さ	1.8m (屋外において、容器を用いずに保管する場合に限る)
最 大 保 管 量	30m ³

※ 大きさは、縦60cm以上、横60cm以上であること

(2) 運搬車両の表示例 (排出事業者が自ら運搬)



III-4 処分基準の主なポイント

中間処理基準

- ①産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること
- ②騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないようにすること
- ③処分に伴い産業廃棄物を保管する場合は、周囲に囲いをすることや掲示板の設置すること。これらについては、保管基準の例によること
- ④保管する産業廃棄物の数量がその産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量(保管上限)を超えないようにすること
- ※優良産廃処分業者による廃プラの処分又は再生の場合は上記乗数「14」が「28」となる。
- ⑤産業廃棄物を焼却する場合は、施行規則に定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること

最終処分基準

- ①埋立最終処分場には、安定型、管理型、遮断型がある。

安定型最終処分場

有害物質や有機物等が付着していない廃プラチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、がれき類の性状が安定した産業廃棄物(安定五品目という。)を埋立処分できる。

管理型最終処分場

無害な燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ等の埋立処分ができる(安定型産業廃棄物も可能)。

遮断型最終処分場

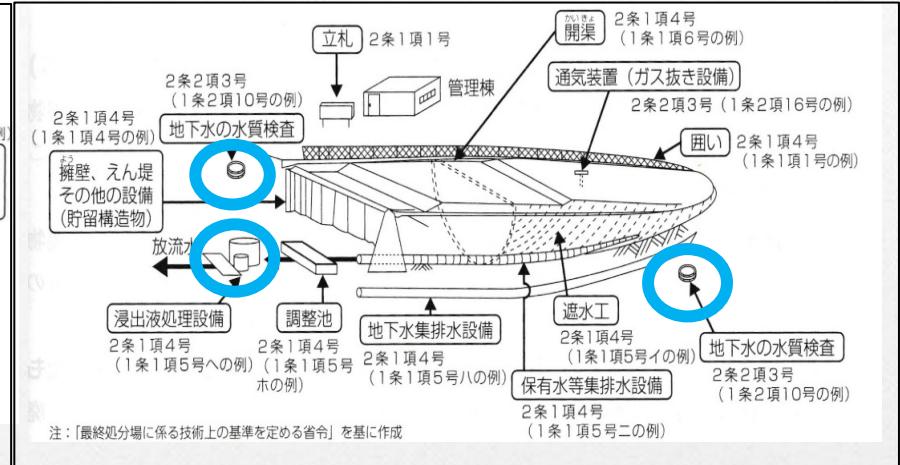
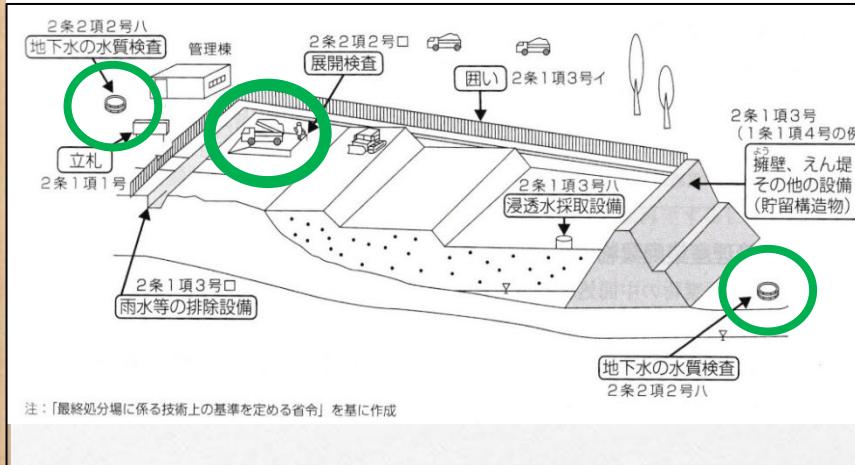
金属等の有害物を含む産業廃棄物の中で、法で定められた基準に適合しない産業廃棄物等を処分する。

- ②液状である廃油及び廃酸、廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと

- ③石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合は一定の場所において、かつ、分散しないようを行うこと

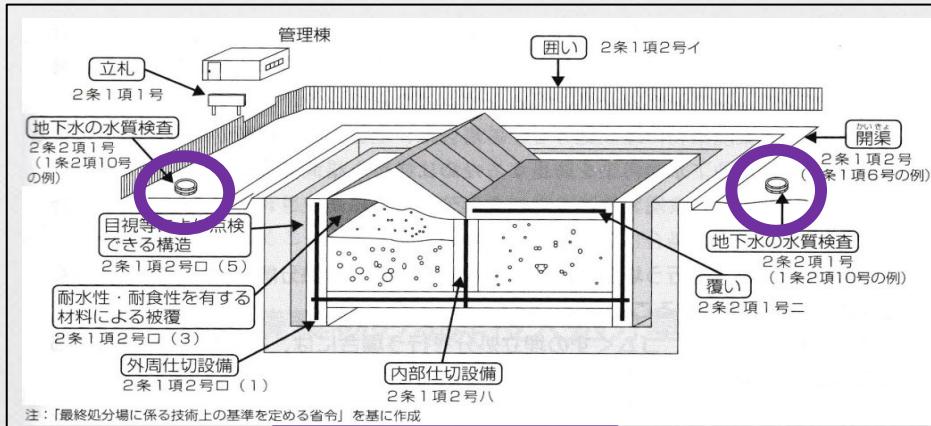
また、表面を土砂で覆うなど飛散又は流出しないように必要な措置を講ずること

III-5 最終処分場の概略図



安定型最終処分場

既存地盤上に直接埋立する構造である。安定型産業廃棄物以外の廃棄物を埋め立てないよう、展開検査が義務付けられている。また、地下水の水質検査が義務付けられている。

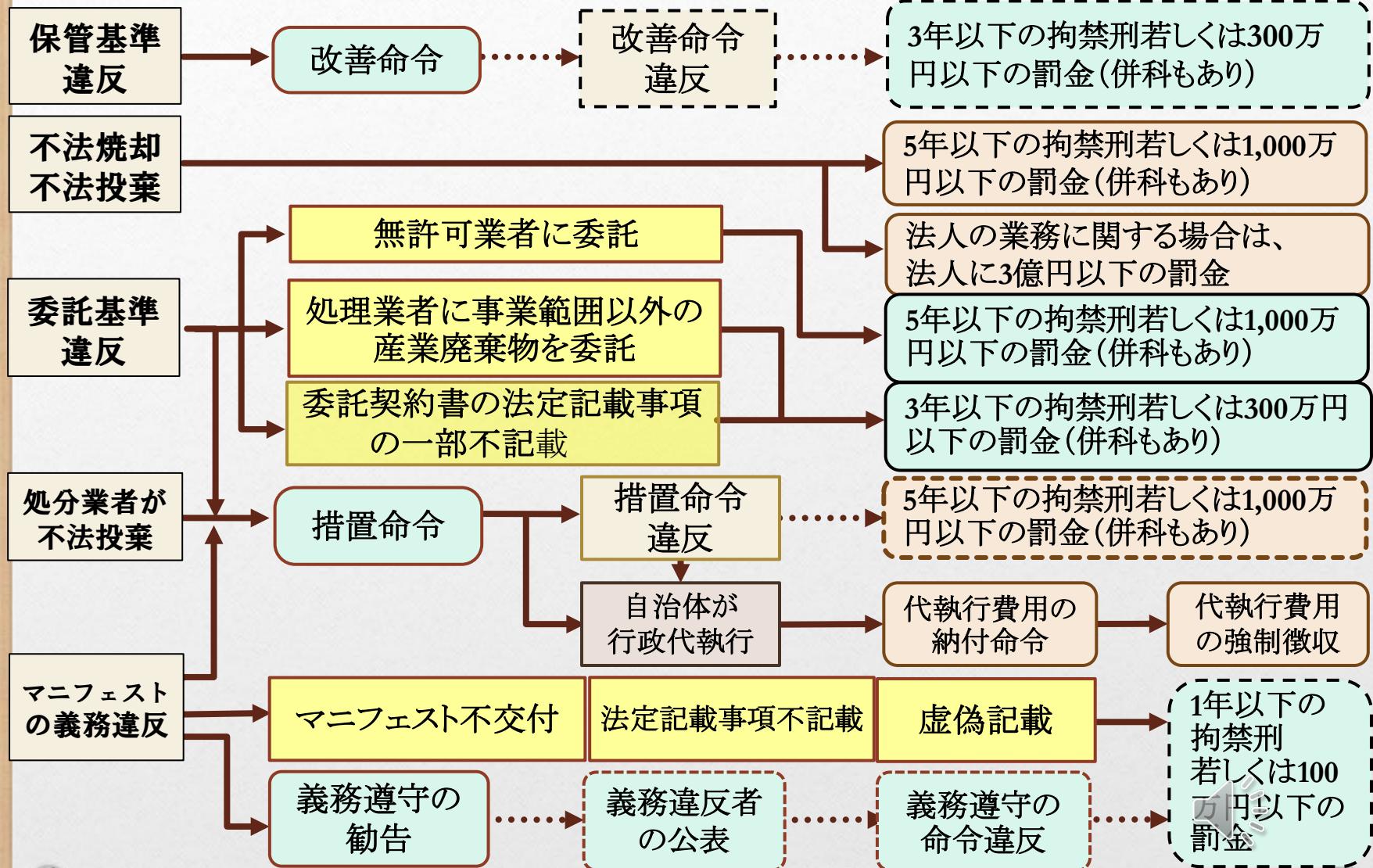


管理型最終処分場

貯留構造物や二重構造の遮水工によって保有水等による地下水汚染を防止している。保有水等は集水管で集水し浸出液処理設備で処理後、放流される。地下水検査が義務付けられている。

鉄筋コンクリート構造物で造られており、処分場への雨水流入防止のため、覆い(屋根等)や雨水排除設備(開渠)が設けられている。地下水の水質検査が義務付けられている。

IV-1 排出事業者に対する行政処分・罰則等



IV-2 不法焼却の禁止と不法投棄の禁止

廃棄物の焼却

廃棄物の投棄

自己が排出した物か、他人が排出した物かは問わない。
一般廃棄物か、産業廃棄物かも問わない。

焼却は原則禁止(法第16条の2)
何人も、廃棄物を焼却してはならない。
(例外あり)

不法投棄は禁止(法第16条)
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
(例外なし)

＜焼却禁止の例外(主なもの)＞
①廃棄物処理法の処理基準による焼却
②他の法令による焼却
③周辺環境への影響が軽微なものなど
(たき火など)
※たき火でも、大規模または長時間のもの
などは不法焼却となる場合がある。

＜不法投棄に関する注意＞
自己の所有地でも不法投棄になる場合がある。

＜建設業者による不法投棄事案＞
建設業者監督員が下請業者に指示し工事現場
で発生したがれき類をその現場に埋めさせた。
そのことが発覚し、書類送検された。

【未遂罪】不法焼却、不法投棄ともに未遂も罰せられる。

☞不法焼却目的や不法投棄目的での廃棄物の運搬も罰せられる。

罰金等

不法焼却、不法投棄ともに実行犯・未遂犯に5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
(法人が関与した場合は、法人に対して3億円以下の罰金)
不法焼却・不法投棄目的での運搬は3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又は併科

IV-3 循環型社会において排出事業者に求められること

循環型社会の実現

コンプライアンス
(法令遵守)

廃棄物の①発生抑制
②再使用 ③再生利用 ④熱回収

+

適切な処理業者の選択

適正な処理料金の負担

処理状況が適正である
ことの確認（実地確認等）

アカウンタビリティ
(説明責任)

産業廃棄物管理体制の確立

記録（帳簿等）とその管理

管理組織の整備

管理規程の作成

【廃棄物リサイクルガバナンスの構築】

廃棄物問題を企業経営の観点から企業の社会的責任(CSR)を果たしていくことが重要である。

循環型社会を実現していくために廃棄物処理に関する部門だけではなく、企業が一体となって廃棄物のリサイクル・適正処理に関する体制を確立していくことが求められる。

お疲れ様でした。
ご清聴ありがとうございました。

参考図書

排出企業を対象とした産業廃棄物マネジメント研修会テキスト

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター発行)

